

# 大学等研究者の転退職時の 知的財産取扱いに関する検討状況について

令和6年12月  
内閣府知的財産戦略推進事務局

# 「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会」の開催趣旨

## 趣旨

- イノベーションの促進には、アカデミア（大学や国立研究所）の優れた研究成果としての知財を活用し、社会実装につなげる環境を整備することが重要である。
- 大学や国立研究所の研究者が他の大学等に転退職した場合、その研究成果としての知財の取扱いは、その後の研究の継続性や社会実装の実現性に大きく影響するため適切な対応が求められる。
- 以上を踏まえ、我が国の国際的なイノベーション力の維持・発展に向けて、イノベーションの担い手となる大学や国立研究所の研究者による研究成果の社会実装のさらなる促進に向けて所要の検討を行うために、「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会」を開催する。

## 検討課題

- イノベーションの担い手となる大学や国立研究所の研究者による研究成果の社会実装のさらなる促進に必要な知的財産の取扱いに関する事項
- その他必要な事項

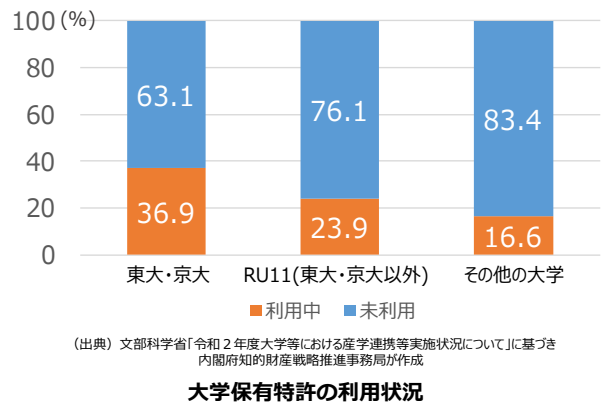
※本検討会では、大学及び国立研究所を「大学等」と呼ぶこととする。

## スケジュール

- 第1回（令和6年12月25日）
    - 検討の方向性の議論、研究者からの意見
  - 第2回（令和7年2月7日）
    - 資料第一案提示、議論
  - 第3回（令和7年3月初旬）
    - 資料第二案提示、議論
- 検討会検討結果資料公表（令和7年3月中）

# 背景①（知財推進計画2024）

- ◆ イノベーションの促進には、**スタートアップが大学の優れた研究成果としての知財を活用し、機動的かつスピーディーに事業化につなげる環境を整備**することが必要。
- ◆ しかし、大学の研究成果としての知財は十分に活用されているとは言い難い状況。
- ◆ 「大学知財ガバナンスガイドライン」に関する意見交換を実施し、聴取した意見も参考に、知財マネジメントの実施状況、課題と対策等を分析、整理するなどの対応を実施する。



## 現状と課題

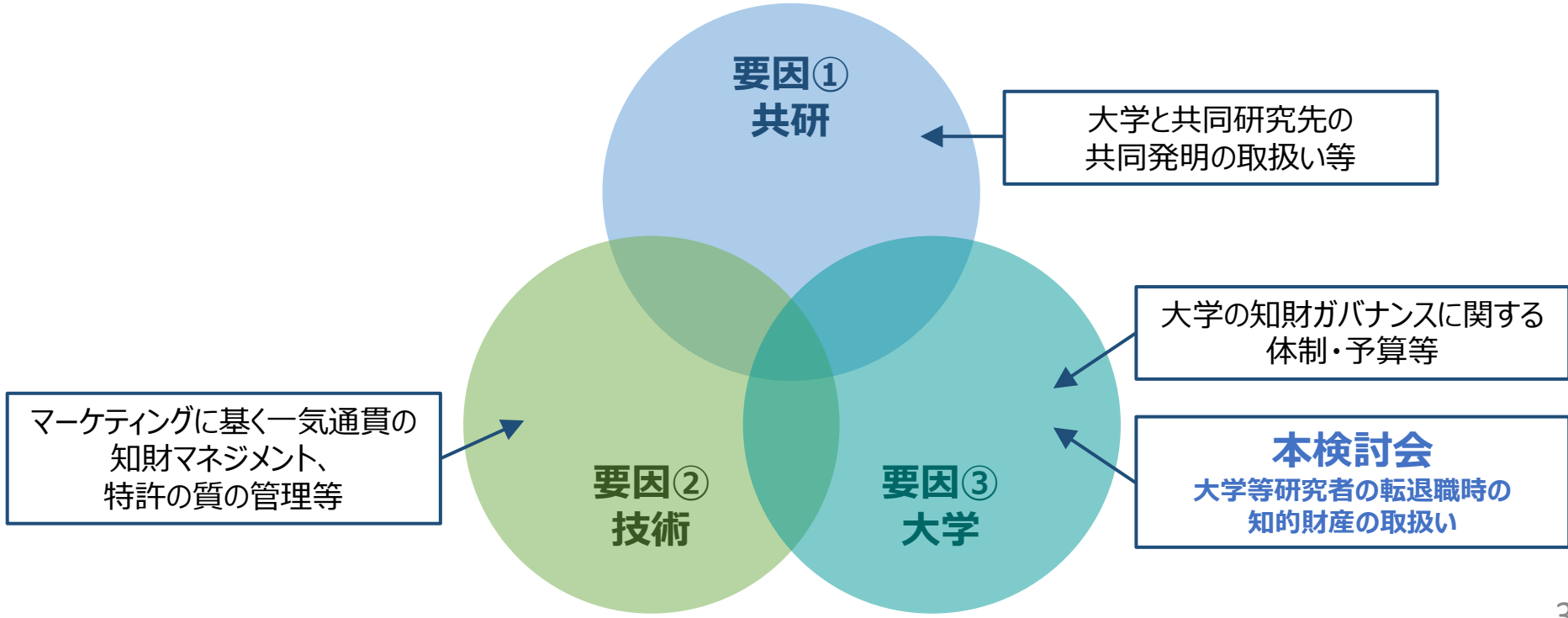
- 大学知財ガバナンスガイドラインを全国の対象大学に浸透させるため、**産学連携関連や知財関連の様々な会議体・学会・イベントで講演やパネルディスカッション等を実施**（約20回）。
- 大学関係者等と**意見交換を実施**、以下のような意見や要望が出された。  
（例）当該ガイドラインのプリンシプルの実践に向けた好事例及びその成功要因の共有  
当該ガイドラインの趣旨から外れた硬直的な契約交渉の緩和  
**大学研究者の転退職時の知財の取扱い**

## 今後の予定（方向性）

- 大学知財ガバナンスガイドラインに関する意見交換を実施し、聴取した意見も参考に、当該ガイドラインを踏まえた知財マネジメントの実施状況、課題と対策等を分析、整理。
- 大学知財ガバナンスガイドラインのプリンシプルの実践に向けた好事例等の収集を進め、その結果を公表。

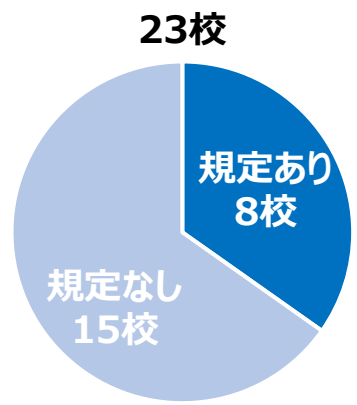
# 背景②（大学等研究者の研究成果の社会実装に向けた取組）

- 大学研究者の研究成果の社会実装が制約される要因として以下の3点を想定
  - 要因①共研：共同研究の成果が大学と共同研究先の共有になることで生ずる制約
  - 要因②技術：技術や発明の社会実装適否により生ずる制約
  - 要因③大学：社会実装機会の最大化に関する大学の知財マネジメントの規定/能力の違いにより生ずる制約
- 大学知財ガバナンスガイドラインや産学官連携ガイドラインで各種要因について手当てしてきたが、要因③のうち、研究者の転退職時の検討は未済。今回の検討会では転退職時の知財の取扱いについて検討
- 大学を中心に検討するが広くアカデミアという意味で国立研究所も含めて検討

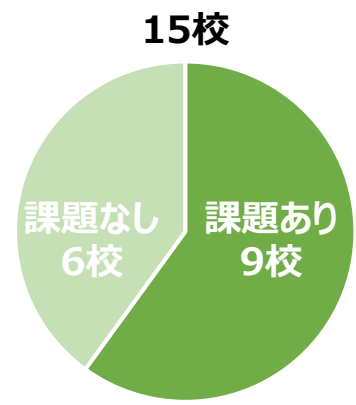


# 背景③（大学等における現状に関する意識調査）

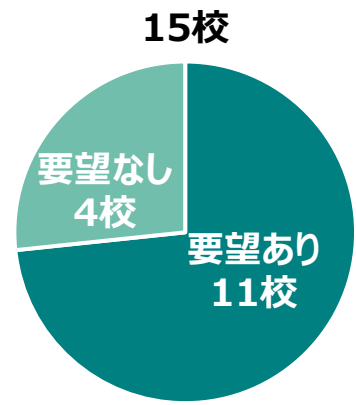
- ① 事前調査結果：グラフ1…研究者転退職時の知財規定がある大学は3割にとどまる
- ② 意見交換結果：グラフ2…6割の大学に課題意識、7割の大学に資料策定要望



グラフ1：転退職時の規定有無



グラフ2-1：課題意識の有無



グラフ2-2：資料策定要望の有無

	意見概要
グラフ2-1 課題意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アカデミアの研究者は転退職が前提。積極的に議論すべき重要な論点</li> <li>・転職前の大学に権利を放棄されてしまい、必要な知財権を引き取れなかった事例があった</li> <li>・国立大学と私立大学とで意識が異なりトラブルになった事例があった</li> </ul>
グラフ2-2 資料策定要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学研究者の転退職時の知財取扱いに関する留意事項集を作成して欲しい</li> <li>・大学の知財を社会実装に繋げることを基本理念として、転職前の大学と転職後の大学がそれぞれ最善を尽くすべきことを国からメッセージとして出して欲しい</li> <li>・転職前の大学と転職後の大学のそれぞれが知財の取扱いについて交渉する際の基礎となる資料が欲しい。また、好事例があれば是非教えて欲しい</li> </ul>

## 事前調査・意見交換の結果等を踏まえ以下の課題を認識

- アカデミアの研究者は転退職が前提という意見もある中、転退職時の知財取扱いに関する規定を整備済みの大学は一部に留まる（前頁グラフ1）
- 転職前の大学と転職後の大学の間で研究者の知財の円滑な取扱いがなされないケースが散見される等、課題意識を持つ大学が多数を占めた（前頁グラフ2-1）。また、政府による何らかの資料（留意事項集等）策定への期待も大きいことが確認された（前頁グラフ2-2）
- 近年のグローバル化に伴い、国外の大学へ転職（転出）するケースや、国外の大学から転職（転入）するケースも増えている。我が国と大きく異なる法制度（職務発明制度）を有する国もあることから、主要国の大学の職務発明制度について調査・整理しておくことも重要と思われる



上記課題認識の下、イノベーションの担い手となるアカデミア（大学・国立研究所）の研究成果としての**知財のさらなる社会実装**に向けて、本検討会にて検討推進

# 大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱い

## 本検討会における基本的な考え方（議論の方向性）

- 本検討会では、大学等の研究成果の社会実装のさらなる促進に向けて、**大学等研究者の転退職時の知財取扱いに関する留意事項や望ましい知財の取扱いを整理**し、留意事項集（以下、「本留意事項集」という）として公開する
- 本検討会では、**研究者の学問の自由と転職の自由**、大学等及び研究者のそれぞれによる知的財産の創出・保護・活用への貢献を考慮し、**バランスの取れた知財取扱い**を目指すことを基本とする。また、知財の取扱いは、個々の事情に応じて当事者の合意に基づいて決定されるものである
- 本検討会では、研究者が、大学-大学間、大学-国立研究所間、大学-大学発スタートアップ間で転退職する場合の知財取扱いの留意事項等を検討する。なお、共有に係る権利については大学知財ガバナンスガイドラインに準じて取り扱われることが望ましい
- 我が国とは大きく異なる法制度（大学における職務発明制度）を有する国もあることから、国外の大学との間で研究者が転出入する場合に備え、**主要国における大学の研究者の研究成果に係る知財取扱い**（大学における職務発明制度）についても整理する
- 本留意事項集は、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」、「大学知財ガバナンスガイドライン」等の**これまでのガイドラインで示された考え方を踏まえ**つつ、大学等の研究者が転退職する場合の知財取扱いの考え方を示す。本留意事項集に明示的な記載がない事項については、これらのガイドラインに準じて取り扱われることが望ましい

# 大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱い

## 大学等研究者の転退職時の知財取扱いを決める際の留意事項（案）

### 転職時の知財取扱い

- 大学：研究者による研究成果の社会実装に向けて、当該研究成果に係る知財を転職後大学に**権利譲渡**する、又は、転職前大学が**権利維持**することが考えられる。当該研究成果を実施する大学発スタートアップがある場合、当該スタートアップへの**実施許諾**も考えられる。社会実装が想定されない場合等は**権利放棄**も検討する
- 国立研究所：大学と同様に社会実装を目指すべき前提を置きつつ各機関特有の規則・規定があれば留意する（退職時も同様）

### 退職時の知財取扱い

- 転職前大学の他の研究者が研究を引き継ぐ場合や研究成果が社会実装されている場合、転職前大学が権利維持することが想定される。研究を引き継ぐ研究者がおらず、研究成果が社会実装もされていない場合、研究者への権利譲渡又は権利放棄も想定される

### 知財の取扱い（権利譲渡・権利維持・実施許諾・権利放棄等）を決める際の留意事項（案）

No.	留意事項	留意事項詳細
1	社会実装の有無	<p>社会実装済みであるか</p> <p>⇒ 社会実装済みの場合には既存の実施許諾契約上の制約（実施許諾や権利譲渡の制約）を確認 一義的には契約に即して知財取扱いを決定されるがその他の要素も検討 知財リスク（知財係争リスクや係争費用の発生リスク等）にも留意する</p>
2	社会実装の可能性	<p>現時点では社会実装されていないが、将来の社会実装の可能性はあるか</p> <p>⇒ 既存の契約がある場合や知財リスクについては1と同様に対応。社会実装の機会の最大化の観点からは、転職前大学と転職後大学の何れの社会実装可能性が高いか検討することも一案</p>
3	関係者の意向の確認	<p>研究者の社会実装活動継続の意向があるか等</p> <p>⇒ 大学等に帰属する知財は基本的には大学等の経営責任において取り扱われるものである。他方、研究者の転職後の社会実装活動継続の意向も確認することが、社会実装促進の観点からはより望ましいと考えられる。共有特許の場合には共同研究先の意向を確認する。また、共同研究者に学生がいる場合の対応にも留意する</p>

※ 本検討会では、「転職」は研究者が他の大学等へ移動する場合、「退職」は研究者が引退（リタイア）する場合で用語を使い分ける  
 ※ 本検討会では、研究者が転職する前に所属した大学を「転職前大学」、転職した後に所属する大学を「転職後大学」という



# 大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱い

## 大学等研究者の転退職時の知財取扱いを決める際の留意事項の詳細（案）

### 1. 社会実装の有無

- 知財が社会実装済みの場合には、既存の実施許諾契約等における制約（含 実施許諾や権利譲渡の制約）の有無を確認する
- 知財が社会実装済みの場合には、実施料収入があることも想定されるため、実施料収入の有無の確認や今後の実施料収入の発生可能性も考慮する
- 大学発スタートアップが当該知財を社会実装済みで、かつ、具体的なIPO等の計画もある場合には、当該計画も踏まえて検討する
- 知財リスク（知財係争リスクや係争費用の発生リスク等）にも留意する。例えば、発明者や権利者の名義に疑義はないか（発明者や権利者に争いはないか等）、契約内容にリスク要因はないか（知財を譲受する場合の制約や責任等）、知財が転職前大学と転職後大学に分散した場合に実施に不都合は生じないか等

### 2. 社会実装の可能性

- 将来の社会実装を想定した既存の実施許諾契約等が存在する場合には、当該契約における制約（含 実施許諾や権利譲渡の制約）の有無を確認する
- 社会実装促進の観点からは、転職前大学と転職後大学の何れが権利維持した方が社会実装の可能性が高いか検討することも一案。技術分野にもよるが、研究の成熟度や特許の成熟度のバランスも考慮しつつ何れかの大学に知財を集約させる考え方もある
- 大学発スタートアップによる当該知財の社会実装に向けた動きがあり、かつ、具体的なIPO等の計画もある場合には、当該計画も踏まえて検討する

### 3. 関係者の意向の確認

- 大学帰属の知財は基本的には大学の経営責任において取り扱われるものである。他方、研究者の転職後の社会実装活動継続の意向も確認することが、社会実装促進の観点からはより望ましいと考えられる。共有特許の場合には共同研究先の意向も確認する。共同研究者に学生がいる場合の対応も確認する
- 研究者が複数いる場合（当該知財に係る発明者が複数いる場合）には、転職前大学の他の研究者により研究が継続されるか、また、社会実装に向けた活動を継続されるか確認する

※当事者間での意向が一致しない場合、解決手段として第三者委員会やADR機関等の活用も一案である。

※特許法69条第1項には、「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には及ばない」旨が規定されている。本規定に基づき大学等の研究行為に特許権の効力は及ばないとする解釈がある一方、本規定に関する判例が確立していないこと等から慎重な立場を採る解釈もある。

# 大学等研究者の転職時の知的財産の取扱い

## 大学等研究者の転職時の知財取扱いの付随留意事項

### 転職時の付随留意事項の取扱い

- 大学：研究者が他の大学等へ転職する場合、知財の取扱い（権利譲渡・権利維持・実施許諾・権利放棄）を決定するのに合わせて、**実施許諾の対価や権利譲渡の対価、発明者への補償（報奨）の取扱い**について転職前大学と転職後大学で検討する。また、特許以外の知財（研究データやノウハウ等）の取扱いについても検討する
- 国立研究所：大学と同様に社会実装を目指すべき前提を置きつつ、各機関特有の規則・規定に留意する

### 退職時の付随留意事項の取扱い

- 転職前大学の他の研究者が研究を引き継ぐ場合や研究成果が社会実装されている場合、転職前大学が権利維持し、引き続き管理することが想定される。研究継続する研究者がおらず、研究成果が社会実装されていない場合、研究者への権利譲渡又は権利放棄も想定される

### 知財取扱いの付随留意事項（案）

No.	留意事項	検討事項詳細
1	権利譲渡の対価 実施許諾の対価	権利譲渡の対価、実施許諾の対価をどのように決定するか
		⇒ 権利譲渡の場合、権利取得に費やした費用（実費）を対価とするか、無償とするか、譲渡後に発生した利益を転職前大学に還元するか等
2	発明者への補償	発明者（研究者）に対してどのように補償するか
		⇒ 転職前大学又は転職後大学のどちらが補償するか。特に、権利譲渡後に実施料収入が発生した場合に、研究者にはどちらが補償するか。大学等によって補償規定が異なる
3	特許以外の知財 （研究データや ノウハウ等）	特許以外の知財（研究データやノウハウ）の取扱いをどのように決定するか
		⇒ 転職前大学の研究データを転職後大学に移転するか（転職前大学に研究データを残さない）、転職前大学と転職後大学とで共有するか（双方に研究データを保管） 大学等における関係規定や技術分野を踏まえた上で、研究データやノウハウの取扱いを検討する 協調領域と競争領域を整理し、それ応じて研究データの取扱いを決定するか

※上記のほか、知財のステータス（国外出願の有無、審査請求の有無、拒絶理由の有無、登録済みか等）について把握することも有用と思われる。

# 大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱い

## 大学等研究者の転退職時の知財取扱いの付随留意事項の詳細

### 1. 実施許諾の対価、権利譲渡の対価

- 実施許諾や権利譲渡の対価を有償・無償とするか、また、有償とした場合に対価をどのように設定するかは、転職前大学と転職後大学の協議により決定される
- 実施許諾の対価を有償とする場合、権利取得や権利維持の費用等の実費に基づいて対価を算出する考え方や、実施許諾契約で想定される実施料率等に基づいて算出する考え方がある
- 権利譲渡の対価を有償とする場合、権利取得や権利維持の費用等の実費に基づいて対価を算出する考え方や、様々な権利の価値算出基準に基づいて算出する考え方がある。また、技術分野などに応じて、転職後大学において社会実装が実現し当該知財が利益を生み出した場合、転職前大学に双方の貢献を勘案の上その利益の一部を還元（いわゆる紐付き譲渡）する考え方もある

### 2. 発明者への補償

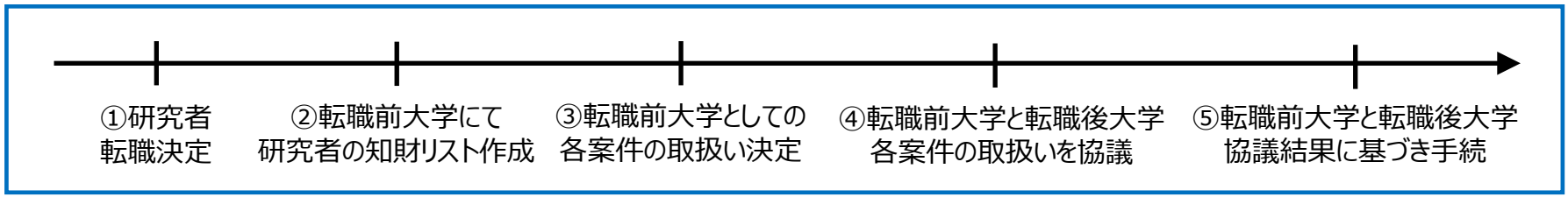
- 転職前大学と転職後大学の何れが研究者へ補償するかは、両大学の協議により決定される
- 転職後大学に権利譲渡した場合は転職後大学が研究者への補償を引き継ぐ考え方、転職前大学が権利維持し実施料収入が発生した場合は転職前大学が研究者へ補償する考え方もある
- 転職前大学と転職後大学における補償規定に注意しつつ、研究者への補償の機会が失われないように留意する。特に、複数の発明者の一部のみが転職した場合にも、全ての発明者に補償されるように検討することが望ましい
- 研究者が所属不明になると補償できなくなるため、転職前大学は、研究者の転職後の連絡先を確認しておくことが望ましい

### 3. 特許以外の知財（研究データやノウハウ等）

- 大学等における関係規定や技術分野を踏まえた上で、研究データやノウハウの利活用の方針に応じて定める
- 例えば、研究データを転職前大学から転職後大学に移転するか（転職前大学に研究データ等を残さない）、転職後大学と共有するか（転職前大学と転職後大学の双方に研究データ等を保管）等の選択肢の検討、また、研究データについて、使用者（大学）帰属にするか従業者（研究者）帰属にするか検討することが挙げられる
- 研究データを協調領域と競争領域とで整理し、それに応じて取扱いを決定することも一案（社会実装を妨げないよう研究データに係るオープン＆クローズ戦略に留意する）

# 大学等研究者の転職時の知的財産の取扱いの対応の流れ

研究者の研究成果に係る知財リストを作成し、当該知財リストに基づき  
 転職前大学と転職後大学が協議、各案件の取扱いを決定する



	アクション項目	アクション主体	アクション詳細
①	研究者 転職決定	研究者	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究者は、転職が決まった時は遅滞なく大学へ連絡する。転職に向けて知財リストの作成を研究者自身で大学に依頼することも一案</li> </ul>
②	研究者の 知財リスト作成	転職前大学 研究者	<ul style="list-style-type: none"> <li>転職前大学は、当該研究者の研究成果に係る知財のリストを遅滞なく作成する。知財リストには、当該研究者の研究成果に係る特許権や特許出願を特定できるように記載する（次ページに知財リストのイメージを示す）</li> <li>知財リストは、前頁までに示した留意事項をチェック可能な形で整理することが望ましい</li> </ul>
③	各案件の 取扱い案決定	転職前大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>転職前大学は、知財リストに掲載された各案件につき取扱い案を決定する。その際、前頁までに示した留意事項をチェックする形で決定する。取扱いを決定する過程では、関係者（研究者や共同研究先等）の意向も確認する</li> </ul>
④	各案件の 取扱い協議	転職前大学 転職後大学 研究者	<ul style="list-style-type: none"> <li>転職前大学と転職後大学は、知財リストを共有し、各案件の取扱いを協議する</li> <li>転職前大学は、共有するリストを必要に応じて協議用に加工する</li> <li>協議の過程では研究者に協力を求めることも一案である</li> </ul>
⑤	協議結果に 基づき手続	転職前大学 転職後大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>転職前大学と転職後大学は、協議結果に基づき必要な手続を行う（例：譲渡契約の締結や名義変更手続等）</li> <li>手続は研究者の転職に合わせて可能な限り早期になされることが望ましい。・審査請求期限や国外出願期限の到来、拒絶理由通知の送付、特許維持費用の発生等も想定される</li> </ul>

※ 大学等は、研究者の転職時の知財取扱いを内規で定め、研究者の赴任時等に予め説明しておくことが望ましい

## (参考) 知財リストのイメージ (例)

- ・ 知財リストには知財のステータスや各留意事項の確認欄を設け、確認結果を記入する
- ・ 転職前大学は確認結果に基づき知財取扱いを決定し、知財取扱い記入欄に記入する

	特許番号・出願番号	ステータス	次の法定期限	社会実装有無	社会実装計画有無	研究者意向	備考欄	知財取扱い記入欄
1	特許XXXXXXXX号	登録済み 国外出願なし	年金納付期限 ○年○月○日	有	有	有	XXXXXXXX	権利維持
2	特許YYYYYYY号	登録済み 国外出願あり (米)	年金納付期限 ○年○月○日	無	有	有		権利維持
3	特許ZZZZZZZ号	登録済み 国外出願なし	年金納付期限 ○年○月○日	無	無	有		権利譲渡
4	特願2021-XXXXXX	審査請求中 国外出願あり (欧)	審査中	有	有	有	XXXXXXXX	権利維持
5	特願2022-YYYYYY	審査請求中 国外出願あり (米中)	審査中	無	有	有		権利譲渡
6	特願2022-XXXXXX	拒絶理由応答中 国外出願なし	拒絶応答期限 ○年○月○日	無	有	無		権利維持
7	特願2023-YYYYYY	審査請求中 国外出願なし	審査請求期限 ○年○月○日	無	無	無	XXXXXXXX	権利放棄
8	特願2023-XXXXXX	未審査請求 国外出願なし	審査請求期限 ○年○月○日	無	有	無		権利譲渡
9	特願2024-YYYYYY	未審査請求 国外出願あり (PCT)	国内移行期限 ○年○月○日	有	有	有		権利維持
10	特願2024-XXXXXX	未審査請求 国外出願検討中	パリ優先期限 ○年○月○日	有	有	有		権利維持

※知財リストには、上記のほか、出願日、審査請求日、登録日、契約による制約等の項目を載せることも有用と思われる。また、国外出願の情報をファミリー単位で整理して記載することも有用と思われる。

# 大学等研究者の転職時の知的財産の取扱いのケース（例）

- ・ 知財の取扱いは当事者間の合意に基づいて決定することが原則
- ・ 研究成果の社会実装の促進を図りたい場合の知財取扱いのケース（例）を示す

## （１） 転職前大学から転職後大学へ権利譲渡するケース

- ・ 対象となる特許が社会実装されていない場合、転職前大学が権利維持するよりも転職後大学に権利譲渡した方が社会実装の可能性が高いと双方が判断可能なときは、転職後大学に権利譲渡する
- ・ 対象となる特許が社会実装されておらず、今後もその可能性が低い場合、転職後大学に権利譲渡する。転職後大学の受け取りが難しい場合、転職前大学と研究者の協議により、研究者個人への権利譲渡又は権利放棄を検討する
- ・ 対象となる特許が共有に係るものである場合において、社会実装されておらず、今後もその可能性がないときは、大学知財ガバナンスガイドラインを参照し、関係者と協議した上で対応を決定する

## （２） 転職前大学が権利維持するケース

- ・ 対象となる特許が社会実装済みの場合、転職前大学が権利維持する
- ・ 対象となる特許が社会実装されていない場合、転職後大学に権利譲渡するよりも転職前大学が権利を維持した方が社会実装の可能性が高いと双方が判断可能なときは、転職前大学が権利維持する

## （３） 転職前大学から大学発スタートアップへ実施許諾するケース

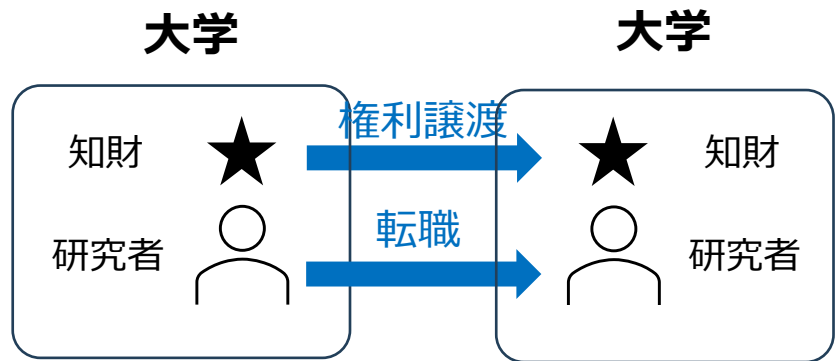
- ・ 対象となる特許が社会実装されていないが大学発スタートアップにおいて実施見込みがある場合、当該スタートアップに実施許諾する。具体的なIPO等の計画がある場合、大学発スタートアップへの権利譲渡も一案である

## （４） 国立研究所が権利維持、実施施諾するケース

- ・ 対象となる特許が社会実装済みの場合、国立研究所が権利維持し、実施許諾する
- ・ 対象となる特許が社会実装されていないが、その可能性が高い場合、社会実装に向けた努力を継続的に続けることを前提に権利維持する
- ・ 対象となる特許が社会実装されておらず、今後もその可能性が低い場合、必要事項を検討のうえ権利維持又は権利放棄する

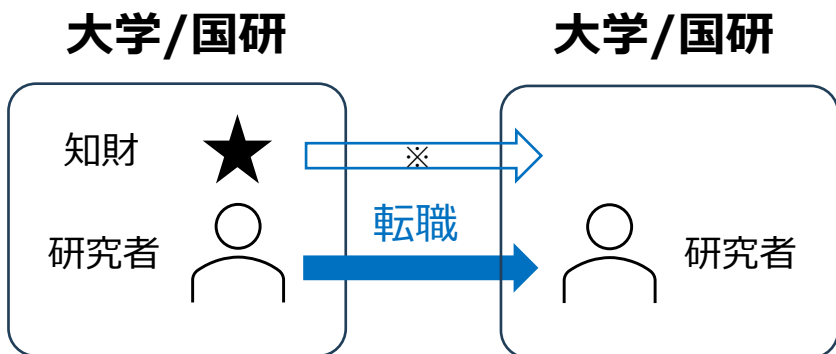
# 大学等研究者の転職時の知的財産の取扱いのケースの具体例

(1) 転職前大学から転職後大学へ権利譲渡するケース



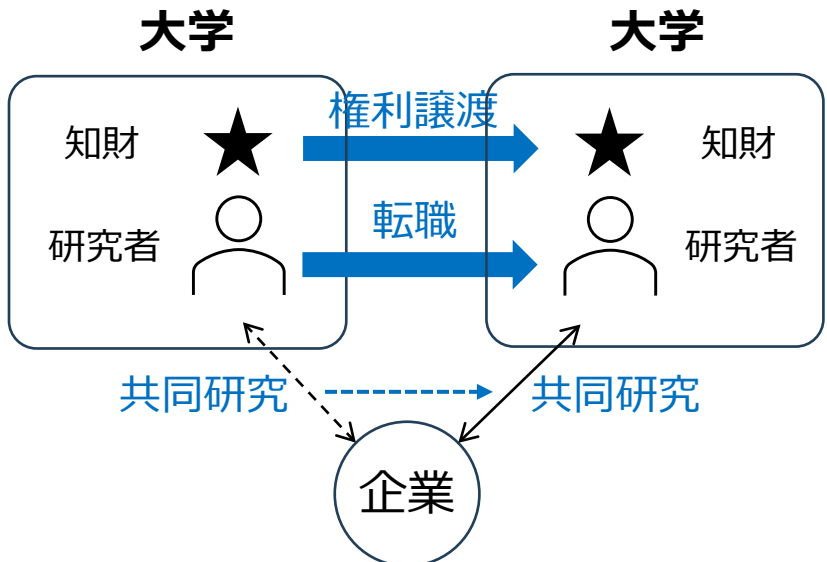
(2) 転職前大学が権利維持するケース

(4) 国立研究所が権利維持するケース

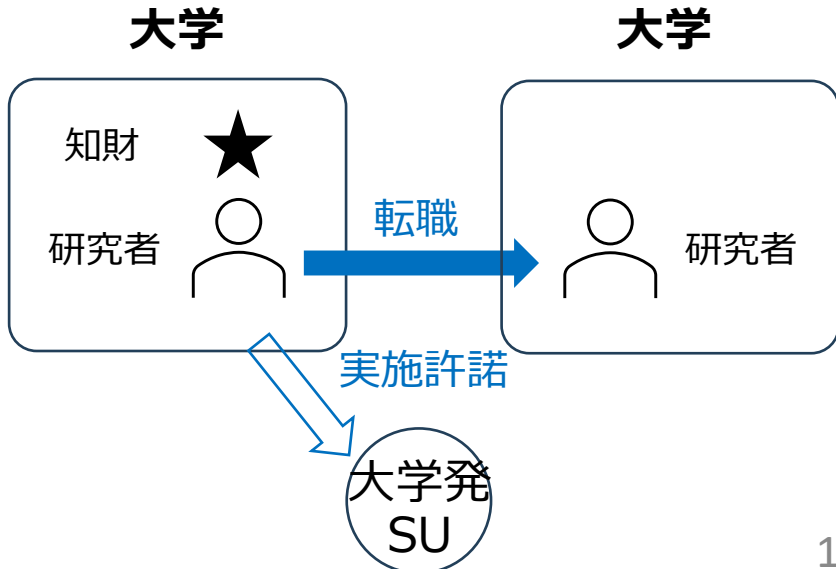


※研究者の求めに応じて実施許諾することも可

(1) 転職前大学から転職後大学へ権利譲渡するケース  
(共同研究の場合の一例)



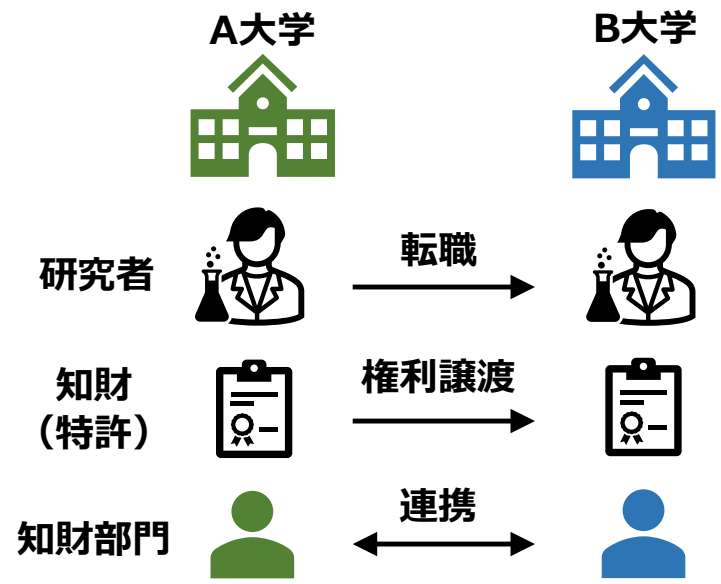
(3) 転職前大学から大学発SUへ実施許諾するケース



# 好事例

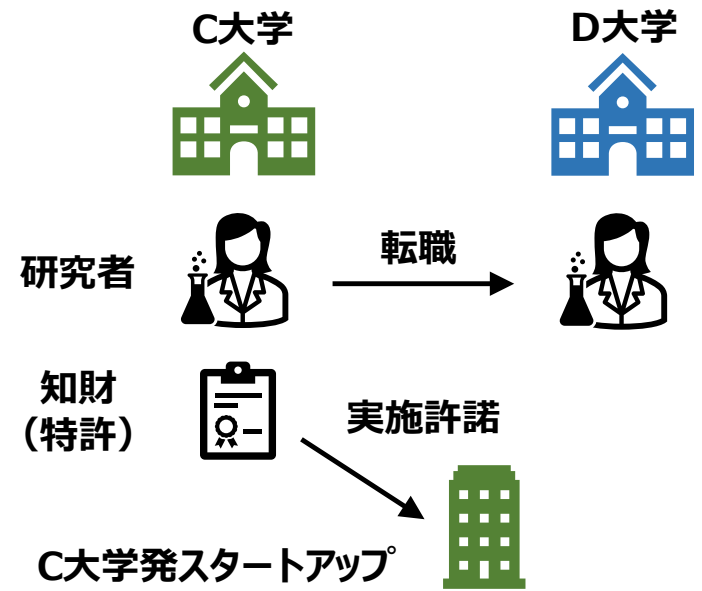
## 事例 1

- A大学の知財部門が、A大学からB大学への権利譲渡を積極的に提案
- 両大学の知財部門と研究者が連携し、研究者の研究成果に係る**知財をリストアップ**
- リストアップした知財のうち、**社会実装可能性や研究者意向の高い案件に優先順位を付与**し、必要な案件をA大学からB大学へ権利譲渡



## 事例 2

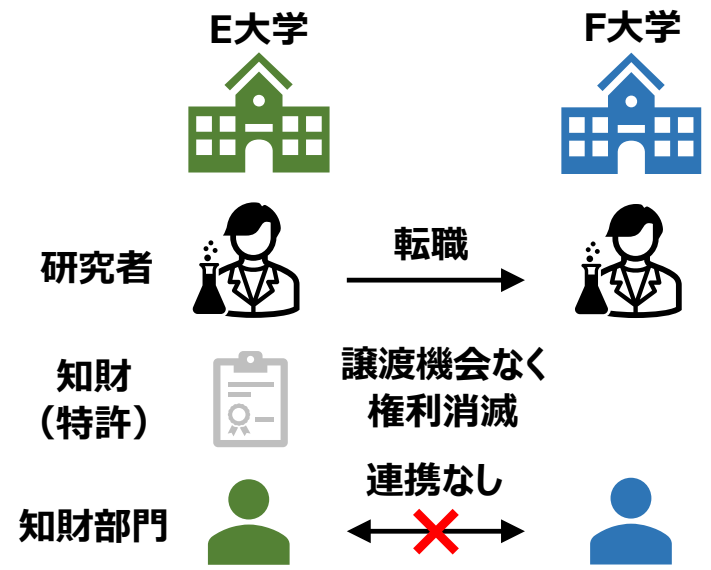
- 研究者の転職前から、C大学発スタートアップがもともと設立されていた
- **C大学発スタートアップでの社会実装が見込まれた**ことから、C大学の産学連携本部の助言により、C大学が権利を維持したまま当該**スタートアップに実施許諾**する方向でD大学と合意





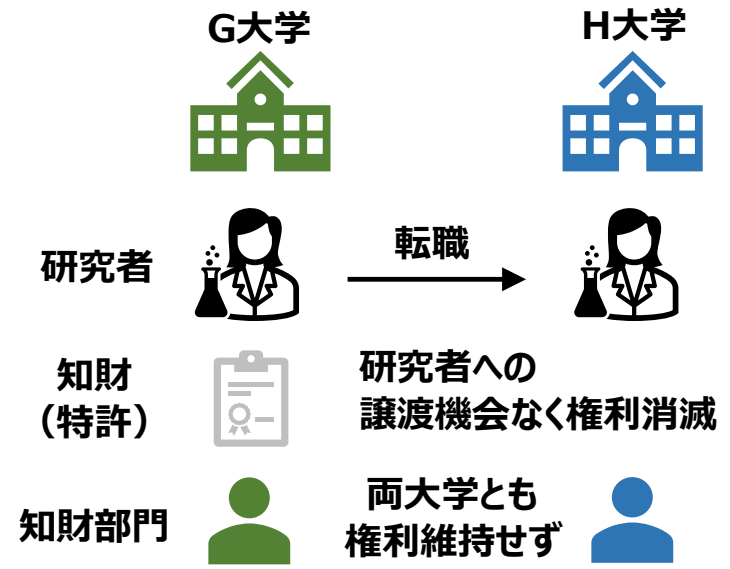
## 事例 3

- 研究者がE大学からF大学へ転職
- 大学間の**知財部門の連携がなかった**。研究者もE大学での研究成果に係る知財をF大学に連絡していなかった
- **譲渡機会がないまま権利消滅**。その後、F大学にとって権利譲渡を受けるべき案件だったと判明



## 事例 4

- 基本特許だったが基礎研究の発明だったためか重要性が十分に認識されず、**両大学とも権利維持しないと判断、権利消滅**
- また、**研究者へ知財の取扱いについて連絡されず** 発明者自身で権利維持することもできなかった



# 国外の大学との研究者転出入時の知財取扱いについて留意すべき項目

- ・国外大学との研究者転出入時には、日本と異なる職務発明制度を有する国があることに留意
- ・知財権が大学帰属ではなく研究者帰属の国も少なくない

国	職務発明の 原始帰属	根拠規定	大学における職務発明の運用・慣行・特例
米国	従業者 (研究者)	特許法101条	大学毎に職務発明の運用の幅が大きい。原則として大学帰属を義務付けるケース（例：Stanford大学）から、大学の資金・施設を顕著に使用する場合のみ大学帰属とするケース（例：MIT）まで幅広い
英国	使用者 (大学)	特許法39条	多くの大学では知財権は大学帰属と内部規定で定められている（例：Oxford大学）
フランス	使用者 (大学)	知的財産法 611条の7	フランスの職務発明の原則では大学帰属だが、一部の大学には、学生が自主PJのために大学の資源を使うことを認め、かつ、知財権も主張しない（研究者帰属とする）慣行がある 大学の研究者を含む公務員は、当局に発明を直ちに申告する義務がある一方、職務発明に対する追加補償の支払いを受ける権利を有する
ドイツ	従業者 (研究者)	特許法6条	大学は研究者による発明を商業的に利用する権利を有する一方、研究者は発明から生じた全収入の30%を受け取る権利を有する
カナダ	従業者 (研究者)	特許法2条	大学と研究者の契約で帰属を定める。一部の大学には、研究者が個人として特許取得することを大学が経費を負担して支援し、かつ、知財権も主張しない（研究者帰属とする）慣行がある（例：Waterloo大学）
中国	使用者 (大学)	専利法6条	大学の知財の社会実装の促進を目指し、発明創造の実施・運用のため使用者（大学）に処分権があることを明記（専利法6条）
韓国	従業者 (研究者)	発明振興法10条	大学が権利放棄する場合、研究者への権利譲渡を可能とすることで社会実装の促進を目指す条文あり（発明振興法16条の2）

# 国外大学の事例（カナダ：ウォータールー大学）

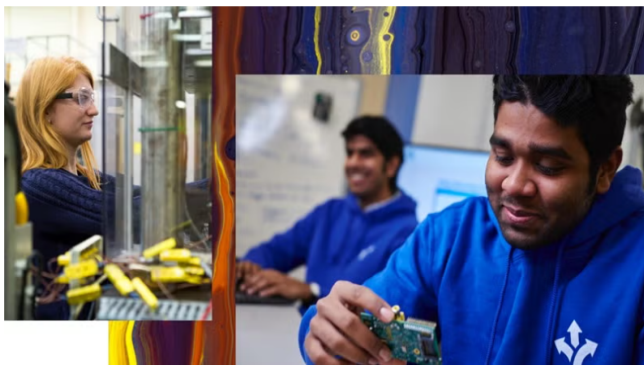
## スタートアップの起業支援を重視する特徴的な知財ポリシーを有する

- **カナダ最大規模の理工系大学でカナダのMITとも呼ばれる**。コンピューターサイエンス分野では、カナダ国内1位、世界25位のトップ大学
- カナダのテック系スタートアップの設立者の18%がウォータールー大学の卒業生と言われ、カナダのイノベーションエコシステムの発展に大きく貢献
- **スタートアップの起業支援を重視する知財ポリシー**を有する。研究者が個人として特許取得することを大学が経費を負担して支援し、かつ、知財権も主張しない制度を有する



**Our IP policy**

Unlike most other universities, researchers at Waterloo own what they invent. Our creator-owned intellectual property policy may be the most entrepreneurial IP policy in the North America.



Unlike most other universities, researchers at Waterloo own what they invent. Our creator-owned intellectual property policy may be the most entrepreneurial IP policy in the North America.

The University of Waterloo combines world class research with a unique "creator-own" intellectual property (IP) rights policy to foster an entrepreneurial environment that drives innovations from the lab to the marketplace.

# 国外の大学との研究者転出入時の知財取扱いについて留意すべき項目

## 国外の大学との知財取扱いには経済安全保障上の対応にも留意

➤ 日本版バイ・ドール制度で研究開発の受託者に帰属させた**知的財産権の移転等にあたっては、あらかじめ国の承諾を受けることが条件**

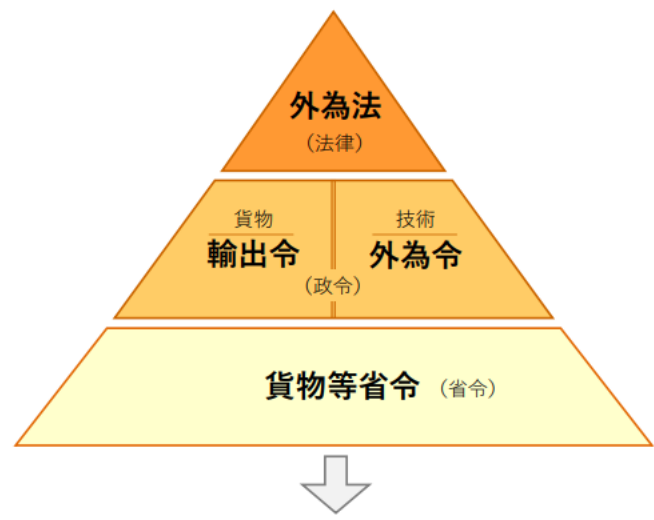
(日本版バイ・ドール制度の概要)

以下の4つの条件を受託者が約する場合に、各省庁が政府資金を供与して行っている全ての委託研究開発(国立研究開発法人等を通じて行うものを含む。)に係る知的財産権について、100%受託者(大学・国立研究所等を含む)に帰属させうることをする。

- i. 研究成果が得られた場合には国に報告すること。
- ii. 国が公共の利益のために必要がある場合に、当該知的財産権を無償で国に実施許諾すること。
- iii. 当該知的財産権を相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- iv. **当該知的財産権の移転又は当該知的財産権を利用する権利の設定・移転の承諾にあたって、あらかじめ国の承認を受けること**

➤ 外為法に基づく「リスト規制」および「キャッチオール規制」に該当する**研究データやノウハウ等の提供※は、経済産業大臣の許可が必要**

※技術を外国において提供すること等



**リスト規制**

武器、機微な貨物や技術をリスト化して規制する仕組み

**キャッチオール規制**

リスト規制品以外を補完的に規制する仕組み

(出典) 経済産業省「安全保障貿易管理ガイドンス [入門編]」(令和6年5月)

# ご議論いただきたいこと

## 大学等研究者の転退職時の知的財産について留意すべき事項（スライド7～10）

- ・表に記載した留意事項・検討事項以外に追記すべき項目はあるか
- ・それぞれの項目につき特に注意喚起すべき事項はあるか
- ・大学と国立研究所とで特に異なる留意事項はあるか
- ・特許以外の知財（研究データ等）の取扱いをどうするか

## 大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱いの対応の流れ（スライド11～12）

- ・時系列で示した知財取扱いの対応の流れは妥当か
- ・知財リストのイメージ案について追記・修正すべき点はあるか

## 大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱いのケース（スライド13～14）

- ・ケースの場合分けの整理方法は妥当か
- ・それぞれのケースについて、追記・修正すべき点はあるか

## 国外の大学との研究者転出入時の知財取扱いについて留意すべき項目（スライド17～19）

- ・表に記載した国以外に追記すべき国はあるか、職務発明に関して特に留意すべき国はあるか
- ・国外大学との研究者の転出入の際の知財取扱いに関して特に注意喚起すべき事項はあるか

その他、お気づきの点がありましたらご指摘をお願いいたします